

# 明治四年・丸亀県土肥大作襲撃事件関係資料(一)

中山光勝

目次

解題

丸亀県伺同県土族村井八十三郎外数十名多衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ  
官ニ抗シタル等ノ件

(一) 村井八十三郎・中村 實量刑指令

(二) 森 辨藏量刑指令

(三) 中村彌吉郎量刑指令

(四) 三好藤弥太量刑指令

(五) 杉山盤治郎量刑指令

(六) 三田三郎・津坂昇平・村井平吉・小河周平太・杉

本國治郎・松浦恒治郎・村山達八・西川源太郎・高

林亥歳男・石垣文治郎量刑指令

(七) 高木益治郎・平井錦二郎・津坂直松・妻鹿豊治・

伊藤覺之丞・浅見勇馬・清水八郎・本庄元太・西川

嘉平治・金子環三・高木小作・長谷川裕一郎・沼田

竹三郎・関 清・竹本康郎・臼杵荒五郎量刑指令

(八) 林 唯七・藤村九十九・松原郁彦・加治直八・小

川五郎太・伊藤 傳・齊田浪三・津田東太・村井凡

夫・三野 穀量刑指令

(九) 伴 節太郎・百々乙次郎・中川 涉・内山新一郎・

岡田格治郎・松井一太郎・入江 武・赤羽 榮量刑

指令

(一〇) 高木豊四郎量刑指令

(一一) 伴 鹿治郎量刑指令

(一二) 出淵固治郎外五人量刑指令

(一三) 丸亀県土族村井八十三郎中村 實式人口書

① 明治四年九月五日・村井八十三郎口書

② 明治四年九月五日・中村實口書

(一四) 丸亀県土族森 辨藏口書

① 明治四年九月五日・森辨蔵口書……以上本号

(一五) 丸亀県士族三田三郎ヨリ林唯七ニ至迄式拾七人口書……以下次号

① 明治四年九月五日・三田三郎口書

② 明治四年九月五日・村井平吉・小河周平太・杉本國治郎・松浦恒治郎・村山達八・西川源太郎・高林亥歳男・石垣文治郎口書

③ 明治四年九月五日・津坂昇平口書

④ 明治四年九月五日・高木豊治郎・平井錦二郎・津坂直松・妻鹿豊治・伊藤覺之丞口書

⑤ 明治四年九月五日・浅見勇馬・清水八郎口書

⑥ 明治四年九月五日・本庄元太・西川嘉平治・金子環三・高木小作・長谷川裕一郎・沼田竹三郎・関清・竹本康郎・白杵荒五郎口書

⑦ 明治四年九月五日・林唯七口書

(一六) 丸亀県士族藤村九十九ヨリ伴節太郎ニ至迄拾人口書

① 明治四年九月五日・藤村九十九・松原郁彦・加治直八・小川五郎八・伊藤傳・齊田浪三・津田東太口書

② 明治四年九月五日・村井凡夫口書

③ 明治四年九月五日・三野穀口書

④ 明治四年九月五日・伴節太郎口書

(一七) 丸亀県士族百々乙次郎ヨリ赤羽榮ニ至迄七人口書

① 明治四年九月五日・百々乙次郎・中川涉・内山新一郎・岡田格治郎・松井一太郎・入江武・赤羽榮口書

(一八) 丸亀県士族高木豊四郎伴鹿治郎口書

① 明治四年九月五日・高木豊四郎口書

② 明治四年九月五日・伴鹿治郎口書

(一九) 丸亀県士族出淵固治郎ヨリ卒田中鍛ニ至迄六人口書

① 明治四辛未(月日欠)・出淵固治郎・三橋傳四郎・佐治与一郎・百々英夫口書

② 明治四年九月五日・守武政一郎口書

③ 明治四年九月五日・田中鍛口書

解題

明治四(一八七二)年七月十日夜、当時の丸亀県丸亀において、家禄削減をめぐる問題から、同県士族中村弥吉郎等数十人が、元丸亀藩権大参事で、視察のため同地に出張中の民部省出仕土肥大作を、その止宿先に襲撃し、双方に多数の死傷者を出すという事件が発生

した。いわゆる「五十人組事件」の発生である。

この事件については、香川県地方の郷土史関係を中心に、簡単にではあるが、その概要を伝える文献も多く、例えば、福家惣衛『讃岐人物伝』(大正三年)<sup>1</sup>、黒正 巖「明治初年における侍階級の騒擾」(昭和六年)<sup>2</sup>、梶原猪之松『讃岐人名辞書』(昭和十一年)<sup>3</sup>、香川県教育委員会編『新修香川県史』(昭和二十八年)<sup>4</sup>、丸亀市史刊行頒布会編『丸亀市史』(昭和二十八年)<sup>5</sup>、福家惣衛『香川近代史』(昭和三十三年)<sup>6</sup>、毎日新聞社高松支局編『明治百年——香川県の歩み——』(昭和四十三年)<sup>7</sup>、新修丸亀市史編集委員会編『新修丸亀市史』(昭和四十六年)<sup>8</sup>、市原輝士・山本 大『香川県の歴史』(昭和四十六年)<sup>9</sup>、香川地方史研究会編『讃岐の歴史』(昭和五十年)<sup>10</sup>、洞爺村編『洞爺村史』(昭和五十一年)<sup>11</sup>、四国新聞社編『讃岐人物風景』8 (昭和五十七年)<sup>12</sup>、直井武久『丸亀の歴史散歩』(昭和五十七年)、香川県編『香川県史』第五卷 通史編 近代I (昭和六十二年)<sup>14</sup>、丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史』2 近世編(平成六年)<sup>15</sup>、丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史』3 近世編(平成八年)<sup>16</sup>などに、その概況が紹介され、また、香川県編『香川県史』第十一巻 資料編 近代 現代史料I (昭和六十一年)<sup>17</sup>には、後述の「丸亀県史・騒擾時変原文」に収録されている関係資料の一部が翻刻、紹介されている。

さらに、国立公文書館蔵『愛媛県史料』第三十九に収録されている「丸亀県史・刑事」<sup>18</sup>、「丸亀県史・時変」<sup>19</sup>、「丸亀県史・騒擾時変原

文」<sup>20</sup>および「丸亀県史・処刑原文」<sup>21</sup>、国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第八十七巻・保民・警察三に収録されている「丸亀県下元丸亀藩士暴動ニ付倉敷県ヨリ捕亡手ヲ出張セシム」<sup>22</sup>ならびに国立公文書館蔵『公文録』辛未 正月 倉敷県伺廿四に収録されている「丸亀県下動揺之儀届」<sup>23</sup>および『公文録』辛未 七月 司法省伺二十に収録されている「旧丸亀県少参事石川宗一変死届」<sup>24</sup>などには、この事件に関する資料が収録されている。

この事件の概要は、これらの文献によって一応のことは明らかになっている。けれどもこれらの文献の記述の内容は、きわめて簡単なものであり、わずかに明治四年七月十日夜十一時頃、土肥大作が、旧丸亀藩士に襲撃され、双方に多数の死傷者が出たことおよび襲撃に参加した人々がそれぞれ処罰されたことなどが指摘されているにすぎず、とくに司法処理の過程については、ほとんどふれられていない。

ところが、私は十年ほど前、この事件の裁判関係資料が法務省法務図書館に存在することを知った。その資料は、「丸亀県伺同県士族村井八十三郎外数十名多衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ官ニ抗シタル等ノ件」<sup>25</sup>と題するもので、その内容は、明治四年九月(日欠)、丸亀県の司法省に上申した事件関係者の「処刑伺」とこれに対する司法省の量刑指令(発令年月日不明)であると思われる「附紙」とである。

これらの資料により、処刑された人々に適用された法条が判明するなど、従来の文献では不明であった部分をも解明することができる。

そこで以下に各資料に簡単な解題を附して、この貴重な資料の全文を翻刻、紹介することとしたい。なお、この事件の裁判の経過の詳細などについては、近く発表予定の別稿にゆずることとしたい。

法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・三十六・賊盜・第五百二十四号・丸亀県伺同県士族村井八十三郎外數十名

多衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ官ニ抗シタル等ノ件

(一)―(二) (発令年月日欠)・村井八十三郎以下五十

八名司法省量刑指令

当県士族

この指令は、発令年月日を欠くが、前掲「丸亀県史・処刑原文」に、

中村彌吉郎

右者今五月以来歎願ニ事寄セ自分等発端ニ依リ救拾人語合威勢ヲ以テ迫リ出テ加之七月十日夜重キ命令ヲ犯シ土居大作宅ニ於テ及暴挙罷在候事ハ不憚上ノ仕業不届之至リ右科ヲ以死罪可申付筈之処令死失候ニ付死体無御構可申付哉

右之通御座候間御所置之儀別紙口書相添此段相伺申候以上

明治四年辛未九月 丸亀県

御附紙

存命ニ候ハ、庶人ニ下シ

准流十年

中村彌吉郎

とみえること、また、このような「処刑伺」は、ひとり中村に限らず他の事件関係者についても提出されたであろうと推測され、しかも、その「処刑伺」に添付されたと思われるそれらの人々の後掲「口書」の日付が、明治四年九月五日であること、さらに、前掲「丸亀県史・刑事」に、

同年(明治四年——中山註)十二月日欠士族中村彌吉郎等三拾

二人暴挙ヲ責メ罪ニ処ス各差アリ

とみえることなどから、それは、九月六日以後十二月末日以前のこととなる。この司法省指令についての詳細な分析は紙幅の関係もあることとて別稿にゆずるが、この指令中にみえる中村弥吉郎に対する量刑の基準とされた条規については、とくに注意を要する。それは、量刑の基準とされた条規が、当時の現行刑法である新律綱領のそれではなく、その改正・補充法として準備されつつあった新律条例のそれである可能性の高いことである。すなわちこの指令は、新律条例(第一次草案)第百六十五条(賊盜律・兇徒聚衆附例)の中の「凡多衆ヲ聚メテ訟ヲ構ヘ官ニ強逼スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者首ハ流三等従ハ一等ヲ減ス從ニシテ情輕キ者ハ又一等ヲ減ス」なる規定により、「首犯」の「流三等」を選択しさらに、新律条例(第一次草案)第七条(名例律上・五刑附例)の中の「凡流刑地方未タ定ラサレハ姑ク流刑ヲ停メ五徒ノ外別ニ准流法ヲ設ケ獄則ニ照シ懲役ニ服シ限滿テ原籍ニ還ス……流……三等 准流

十年」なる規定により、「流三等」を「准流十年」に換刑したうえで、新律綱領・名例律上・閏刑五条の「凡士族。罪ヲ犯シ。本罪。笞刑ニ該ル者ハ。謹慎ニ処シ。杖刑ニ該ル者ハ。閉門ニ処シ……流刑ニ該ル者ハ。辺戌ニ処シ……若シ賊盜。賭博等ノ罪ヲ犯シ。廉恥ヲ破ルコト甚シキ者。笞杖ニ該ルハ。廢シテ庶人ト為スニ止メ。徒以上ハ。仍ホ本刑ヲ加フ」なる規定を適用し、「士族」の身分を剥奪し、「庶人ニ下シ准流十年」と量刑したのであろう。<sup>(26)</sup>なお、この指令には、伊丹、縣、樺山、大庭、松本、渡邊および岸良の各捺印がみられるが、これらは、指令の起案に關与した司法省中判事伊丹重賢、同少判事縣 信緝、同中判事樺山資綱、同少刑事大庭景孝、同中判事松本 暢同権中判事渡邊 驥および同権中判事岸良兼養のそれであらう。<sup>(27)</sup>

(二二)―(二九) 明治四年九月五日・村井八十三郎以下  
五十一名口書および明治四年辛未(月日欠)・出洩  
固治郎以下四名口書

これらの「口書」は、明治四年九月五日附で、容疑者として取調べを受けた人々が、丸亀県に提出した自白を記録した供述調書である。これは、被告側の記録であり、現在までに翻刻、紹介された資料にはみえないものであり、これを検討すれば、被告たちが事件で果たした各自の役割が明らかになるばかりではなく、事件の全体像

の解明にもつながるものである。

註

- (1) 福家惣衛『讃岐人物伝』(大正三年) 一一八頁。
- (2) 黒正 巖「明治初年における侍階級の騷擾」京都帝国大学経済学会『経済論叢』第三十二卷三号(昭和六年) 一三七頁
- 『百姓一揆の研究』続篇(昭和三十四年) 二一九頁。
- (3) 梶原猪之松『讃岐人名辞書』第参版(昭和十一年) 一六〇―一六一頁。
- (4) 香川県教育委員会編『新修香川県史』(昭和二十八年) 六四八―六四九頁。
- (5) 丸亀市史刊行頒布会編『丸亀市史』(昭和二十八年) 四一四―四一六頁。
- (6) 福家惣衛『香川近代史』(昭和三十四年) 二八八―二九二頁。
- (7) 毎日新聞社高松支局編『明治百年——香川県の歩み——』(昭和四十三年) 八〇―八三頁。
- (8) 新修丸亀市史編集委員会編『新修丸亀市史』(昭和四十六年) 四一七―四一八頁。
- (9) 市原輝士・山本 大『香川県の歴史』県史シリーズ37(昭和四十六年) 二〇九―二一一頁。
- (10) 香川地方史研究会編『讃岐の歴史』(昭和五十年) 二七〇

一二七一頁。

- (11) 洞爺村編『洞爺村史』(昭和五十一年) 一六二—一六五頁。  
(12) 四国新聞社編『讃岐人物風景』(昭和五十七年) 二二五頁。  
(13) 直井武久『丸亀の歴史散歩』(昭和五十七年) 一〇一頁。  
(14) 香川県編『香川県史』第五卷 通史編 近代I (昭和六十二年) 一三一—一三三頁。  
(15) 丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史』2 近世編(平成六年) 七四七頁。  
(16) 丸亀市史編さん委員会編『新編丸亀市史』3 近世編(平成八年) 二八一—三〇頁。  
(17) 香川県編『香川県史』第十一卷 資料編 近代・現代史料 I (昭和六十一年) 五六—五七頁。  
(18) 「丸亀県史・刑事」国立公文書館蔵『愛媛県史料』第三十九。  
(19) 「丸亀県史・時変」前掲『愛媛県史料』第三十九。  
(20) 「丸亀県史・騒擾時変原文」前掲『愛媛県史料』第三十九。  
(21) 「丸亀県史・処刑原文」前掲『愛媛県史料』第三十九。  
(22) 「三十二・丸亀県下元丸亀藩士暴動ニ付倉敷県ヨリ捕亡手ヲ出張セシム」国立公文書館蔵『太政類典』第一編・第八十卷・保民・警察三。  
(23) 「廿四・丸亀県下動揺之儀届」国立公文書館蔵『公文録』

辛未 至七月 倉敷県伺。

- (24) 「二十・旧丸亀県少参事石川宗一変死届」国立公文書館蔵『公文録』辛未 至八月 司法省伺。  
(25) 「第五百二十四号・丸亀県何同県土族村井八十三郎外数十名衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ官ニ抗シタル等ノ件」法務省法務図書館蔵『諸県口書』明治四年・三十六・賊盜。ところで、この資料の存在に最初に気づかれ、注目されたのは、今は亡き恩師手塚 豊先生であった。本稿も、また、拙稿「明治四年・伊賀農民騒擾裁判関係資料(一)」(身延山大学仏教学会『身延論叢』第一号(平成八年) 一四四頁に記したような事情から、先生の御遺志を引き継ぐべく、浅学非才をかえりみず草したものである。  
なお、本稿を草するにあたり、法務省法務図書館、国立公文書館、香川県立図書館および丸亀市立図書館などには、貴重な資料の閲覧につき種々御高配にあずかった。また、手塚先生は、御存命中、資料蒐集などについて丸亀市の直井武久氏に大変お世話になったとうかがっている。ここに併せて、それらの学恩に対し、深甚なる感謝の意を表したい。  
(26) 新律条例は、明治四年春に編纂に着手され(藤田弘道「足柄裁判所旧蔵『新律条例』考(一)」——改定律例の草案と覚しき文書について——) 慶應義塾大学法学研究会『法学研究』第四十六卷二号(昭和四十八年) 七四頁(『新律綱領・改定

律例編纂史」〔平成十三年〕一九八頁）、第一次草案（明治五年八月奏進）、再校草案（明治五年十月十三日進呈）、改正浄書案（明治五年十一月二十八日再進呈）、最終案（明治六年三月九日以降）を経て、その後、名称を改定律例に改め、明治六年六月十三日、太政官第二百六号布告をもって頒布されたものである（藤田弘道『公文録』所載『新律条例』考）手塚豊編著『近代日本史の新研究』I（昭和五十六年）一六八頁〔前掲『新律綱領・改定律例編纂史』二七四頁〕が、司法省が、本件の量刑に利用したものが、これら草案のいずれかであったのか、司法省指令がその発令年月日を欠くので確かなことは不明であるが、後掲のごとく指令の文書中に「庶人ニ下」とみえることから、明治五年三月二十五日の

新律凡華士族罪ヲ犯シ廉耻ヲ破ル甚シキ者廢シテ庶人ト為ス然ルニ御政体日進已ニ華族庶人互ニ婚姻シ且華士族ノ輩農商ノ業相宮候儀等御差許相成候折柄独リ律上ニ於テハ庶人ヲ以テ刑名ノ一部ニ置クニ相該リ甚不体裁ニ相見申候依テ廢為庶人ノ刑名ヲ剛リ改テ除族ト称シ名義允当セシメ度此段相伺候也

なる司法省伺に対し、同四月二日の

別紙司法省ヨリ刑名改正ノ儀ニ付伺ノ趣熟議仕候処至当ノ事ニテ異存無之候事

なる左院議案にもとづき、同年四月（日欠）附で（左院議案

の日附から考え、二日以降のことであろう）、「伺之通」と「廢為庶人」の刑名を「除族」に変更することを認めた太政官指令が発令される（内閣記録局編『法規分類大全』第五十四冊・刑法門二・刑律二（明治二十三年）二二二頁）以前の発令にかかるものと考えられるので、時期的にみて、それに一番近い第一次草案ということになろう。とすれば、この新律条例は、明治五年八月の「奏進」以前から適用されていたこととなろう。もっとも、新律条例を学界に最初に紹介された藤田弘道氏は、明治五年七月以前の新律条例の適用について、次のごとく疑問を呈されている（前掲『新律綱領・改定律例編纂史』二四九頁）。

新律条例は、新律綱領頒布後、単行法規の形で出された同法の修正・追加法と新たに起案した条文をあつめて一本にしたものであり、同条例中の条規によって擬律しているからといって、必ずしも新律条例に依拠しているとはいえないからである。問題は、その修正・追加法がいつ成立し、それがいつ適用されたかである。新律条例の成稿前であるならば、それは、単行の修正・追加法に依拠して擬律されたものであり、成稿後ならば、それは、新律条例に依拠して擬律されたものであるとみることができ。

藤田氏の提起された問題は、当時の裁判の実態を解明するう

えで重要なことであるが、これに応えうる十分な成案もないこととて、これが検討は他日を期すこととし、ここでは、とりあえず本文のごとく解しておきたい。なお、本稿で引用する新律条例の条文は、前掲・藤田『新律綱領・改定律例編纂史』三五五―四三〇頁に収録されている第一次草案を利用させていただくこととする。

(27) 「袖珍官員録司法省 辛未十一月五日改」寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』第一巻・改訂版(昭和五十四年)四二六頁。

前註

(1) 資料の翻刻に際し、漢字は、人名等の固有名詞をのぞいて現代一般に使用されているものに改め、合字、変体仮名等についても普通のものに改めた。また、平出、闕字は、これを再現しなかった。さらに、( ) の中は、すべて中山の註記である。

丸亀県同県土族村井八十三郎外数十名  
多衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ官ニ抗シタル等ノ件

(一) (村井八十三郎・中村 實量刑指令)

中村弥吉郎ノ従一等ヲ減シ

伊丹

縣

庶人ニ下シ

徒三年

村井八十三郎 樺山  
中村 實 大庭  
松本 渡邊

(二) (森 辨蔵量刑指令)

村井八十三郎等同

庶人ニ下シ

徒三年

森 辨蔵 大庭  
松本 渡邊 樺山

(三) (中村彌吉郎量刑指令)

多衆ヲ聚メ訟ヲ構ヘ官ニ抗スト雖モ良民ヲ擾害スルニ至ラサル者ノ首破廉耻甚者ヲ以テ論シ

存命ナレハ

庶人ニ下シ

准流十年

中村 彌吉郎 樺山  
伊丹 大庭  
松本 渡邊

此分口書ナシ

渡邊

(四) (三好 藤彌太量刑指令)

中村弥吉郎ノ從一<sup>ニ</sup>等ヲ減シ

存命ナレハ

庶人ニ下シ

徒 三年

伊丹 縣

三好 藤彌太 大庭  
此分口書ナシ 樺山

松本 渡邊

(五) (杉山 盤治郎量刑指令)

中村弥吉郎ノ從一<sup>ニ</sup>等ヲ減シ

存命ナレハ

庶人ニ下シ

徒 三年

伊丹 縣

杉山 盤治郎 大庭  
此分口書ナシ 樺山

松本 渡邊

(六) (三田三郎・津坂昇平・村井平吉・小河周平太・杉本

國治郎・松浦恒治郎・村山達八・西川源太郎・高林亥歳

男・石垣文治郎量刑指令)

三田 三郎 縣

津坂 昇平 伊丹

村井 平吉

小河 周平太

杉本 國治郎

松浦 恒治郎

村山 達八

西川 源太郎

高林 亥歳男 大庭

石垣 文治郎 樺山

松本 渡邊

庶人ニ下シ

徒 二年半

中村弥吉郎ノ從ニシテ

情輕キヲ以テ二<sup>ニ</sup>等ヲ減ス

(七) (高木益治郎・平井錦二郎・津坂直松・妻鹿豊治・伊

藤覺之丞・浅見勇馬・清水八郎・本庄元太・西川嘉平治・

金子環三・高木小作・長谷川祐一郎・沼田竹三郎・関

清・竹本康郎・臼杵荒五郎量刑指令)

伊丹 縣

高木 益治郎 縣

平井 錦二郎

津坂 直松

不応為重キニ依リ  
杖七十破廉耻甚者  
ヲ以テ論シ

庶人ニ下ス

妻鹿 豊治

伊藤 覺之丞

浅見 勇馬

清水 八郎

本庄 元太

西川 嘉平治

金子 環三

高木 小作

長谷川祐一郎

沼田 竹三郎

関 清

竹本 康郎

白杵 荒五郎

松本 渡邊

樺山

大庭

(八) (林 唯七・藤村九十九・松原郁彦・加治直八・小川

五郎太・伊藤 傳・齊田浪三・津田東太・村井凡夫・三

野穀量刑指令)

林 唯七

伊丹 縣

藤村 九十九

九〇

不応為重キニ依リ杖七十  
状情軽キ者ニツキ閔刑ニ換ヘ

閉 門七十日

松原 郁彦

加治 直八

小川 五郎太

伊藤 傳

齊田 浪三

津田 東太

村井 凡夫

三野 敬

松本 渡邊

樺山

大庭

(九) (伴 節太郎・百々乙次郎・中川 涉・内山新一郎・

岡田格治郎・松井一太郎・入江 武・赤羽 榮量刑指令)

伴 節太郎

百々 乙次郎

中川 涉

内山 新一郎

岡田 格治郎

松井 一太郎

入江 武

赤羽 榮

不明 不明

謹 慎 三十日

不応為軽キニ依リ笞三十閔刑ニ換ヘ

樺山 渡邊

大庭

(一〇) (高木豊四郎量刑指令)

幼年ニシテ其情ヲ  
知ラサル者ニツキ

無罪

伊丹

大庭

渡邊

岸良

高木 豊四郎

樺山

縣

(一一) (伴 鹿治郎量刑指令)

一家俱ニ罪ヲ犯ス卑幼ハ不論

放免

伊丹

大庭

渡邊

伴 鹿治郎

岸良

樺山

縣

(一二) (出淵固治郎外五人量刑指令)

兇暴ノ徒露刃來リ迫ル其勢イ間ニ髮ヲ容レス防禦ノ情緩フス可ラ  
ス即時

格闘殺死スルヤ夜故ナク人家ニ入ル者ヲ殺スヨリ更ニ切迫ノ事  
情顯然タリ

則強盜ヲ殺ス者ノ情理ニ準シ

大庭

渡邊

伊丹

岸良

無罪

出淵

固次郎

樺山

外五人 縣

(一三)

丸龜県土族村井八十三郎  
中村 實 式人口書

第 壹

目 録

当県土族

(附紙<sup>①</sup>)

村井八十三郎

中村 實

右口書

① 明治四年九月五日・村井八十三郎口書

当県土族

村井八十三郎

棒祿貳拾八石

家族拾三人

申口

私儀

当年四拾四歳ニ候処今五月廿二三日頃元軍防局ニおゐて此度御改革御趣意書拜見被仰付を以罷出候処先達而中村彌吉郎中村實森辨蔵等も罷出居<sup>弥吉</sup>弥吉郎発言ニ者斯ク度々節減被仰付候而者難立行御弛メ願出候而者如何哉之段晰も有之自分ニおゐても近来窮迫旁以暗合之事ト存其後伴節太郎方<sup>立越右</sup>立越右意味を以歎願書差出言ニ有之段晰合致候得共当否之答方も無之物別レニ相成其後愚考仕候ニハ前条願立且節減等之義森辨蔵之考慮も承り度同人者平常人望も有之者之義ニ付彼是及内談度与存候得共其節病氣ニ有之故永井友之丞を以辨蔵ヲ自宅<sup>相招</sup>相招といへとも立越呉不申追々病氣も快ク相成ニ付同六月十九日同人方<sup>罷越前段</sup>罷越前段之委細相談候処御弛メ米御差下ニ相成候様願出候儀中村實周旋を以此節式拾人斗同志も出来居候段承より宿志之儀ニ付同意致翌廿日途中ニおゐて藤村九十九ニ出会候処此度御救助願出候趣右加入之義相談ニ預リ一ト通り承知致帰宅無間茂實儀立越辨蔵ヨリ承り候ハ、御救助願出之儀同志之趣頃日三野穀儀歎願書草案所持致居候ヲ以今日差出申度貴様宅最寄ニも有之故宿致呉候様相談ニ付承知致夕方ニ至り辨蔵實<sup>弥吉</sup>弥吉郎其他数輩罷越候処都而歎願書も出来居不申紙筆貸シ呉候様申出何角談合候得共多人數之事故不相縮ヨリ一ト先土肥大作<sup>依頼致</sup>依頼致シ可申段相決シ石垣文治郎執筆ニ而永々之御借増米此度一時ニ御差下ニ相成候様相認ルヲ以私儀衆ニ先立大作方<sup>立越候</sup>立越候処佐々秀治郎方<sup>罷越居</sup>罷越居候様子ニ付直様同人宅<sup>立越大</sup>立越大

作<sup>及</sup>及面会右紙面を以周旋ニ預り度段申入候処自分義当県官員ニ無之如何之訳ニ候哉右者県庁<sup>罷願出</sup>罷願出候義可然哉ト被答候ニ付私より当御官員ニ無之義ハ未タ承知不仕日々御出庁有之且ハ前年ヨリ之御懇意旁以御綿申度御借増米永々相統キ居候上御趣意トハ乍申此度猶又節減被仰付一同之難洪尤ト被存候哉ト申入候処大作答ニ成程御難洪ハ御尤と被申候ニ付尤と被思召候得者何分ニ茂御頼申度と申入候処答ニ永々之御借増米迎茂一時御差下杯と申儀者出来申間敷或者二三年分ニ而も宜候哉と被申候ニ付私ヨリ左様ニ御座候多分之義ニ付一時御差下トハ不被申如何様成とも御都合次第ニ而可然事ニ御座候同人被申候ニ者成否ハ兎もアレ大作<sup>御頼</sup>御頼之義ニ候得者一ト周旋致シ見可申と被答候ニ付相頼置一同退散同日同志之者とも自宅<sup>相</sup>相候中中村<sup>弥吉</sup>弥吉郎平井錦二郎等大作方<sup>立越過日</sup>立越過日之件如何御周旋も被下候哉一同八十三郎宅<sup>集會居</sup>集會居候間御答承り度と申入候由之処右様之義ニ候ハ、此方より可及返答との事ニ而罷帰リ候中大作ヨリ右兩人<sup>紙面</sup>紙面を以知事様御手許<sup>両三輩</sup>兩三輩罷出候様之報知有之津坂昇平中村<sup>實森</sup>實森辨蔵等御住居<sup>罷出</sup>罷出候処知事様直ニ御逢も被為在段被申聞由ニ而私茂立越候様申来を以罷出四人相揃拜謁仕候処此度願立之義委細家令とも<sup>申付有</sup>申付有之候ニ付可承旨被仰聞御家令加藤修造ヨリ右願出之儀表立県庁<sup>差出</sup>差出候而者知事様ニおゐて甚汗顔之至ニ被思召依而者家祿之中ヨリ御救助被仰付行足り不申時者御手道具迄御払之上御救助被仰付候様被申聞ヨリ右様立至り候而者恐入次第尚相退キ示談可仕<sup>申置退散</sup>申置退散一同私宅<sup>相會居</sup>相會居候儀ニ付右之段相段シ候処根元

右様成行候様大作五相頼候義二者無之被是齟齬仕候故今一応同人方五立越可相尋様決議仕昇平辨蔵（つとむ）実私俱々罷越候処小河周平太村井凡夫等先達而立越種々談判ニ付一席ニ相加リ私より此程御依頼申置候都合如何之御周旋ニ候哉今日知事様五罷出候様御返辞ニ付罷出候処御直御逢も被為在此度願立之義家令共ヨリ可承様御意有之加藤修造ヨリ彼是論解有之極難波ニ候得者御手道具ニ而も御私之上御世話可被下との御事右様之御儀ニ而者頂戴不被仕如何之御都合ニ候哉と相尋候処右者県庁より之御差下ハ甚六ツケ敷候故御家令五及内談候処何と評議も有之様子ニ付前件御掛合ニおよひ候只今之御嘶ニ而者御氣之毒ニ付一応石川少参事五相談之上周旋致シ見可申と被答候得共前条行違之義も有之冤哉角談判中昇平ヨリ私五申候ニ者御周旋被下との儀ニ付引取候而者如何哉と申故一同罷帰リ同廿四日大作より紙面を以此程御内談之義乍不及猶又周旋致シ候処当盆前ニ者些少タリとも御所置御座候処五漸ク相連候ニ付石川少参事五も一応被申入出願ニおよひ候様申来ヲ以同志五も申通シ且前条御下金県庁ヨリ者六ツケ敷様被申聞居只今ニ至リ相連候筋ハ如何哉と昇平俱々示談又々大作方五罷越此程県庁より御差下金六ツケ敷様被申聞此度相調候義者如何哉ト相尋候処同人答ニ県庁ヨリ御下金六ツケ敷候得共御家禄より御救助ハ頂戴不仕との御事故此度節減禄米拝借伺出有之右ヲ引当盆前ニ差下候儀ニ候尤伺中之義ニ付御一同五御嘶者無用と被申聞ヨリ承服帰宅之上同夜浅見勇馬三野穀私俱々石川氏五罷越兼而歎願之件々依頼シ積年之御借増米一時御下ケ五如何之御評議振りや承度同

志之者も相扣居候間御答ニ預リ度と申入候処右者大作より如何相答有之五者不存候得共別ニ県庁ヨリ可下渡金穀も無之此度節減高之内相弛メ候外手段も無之是以當時伺中之義ニ付知事様思召次第と被申尚茂冤哉角相尋候得共決答無之不得止引取一同五及演舌候処彌吉郎其他之者共大ニ不服之体ニ而私共石川氏五之引合口手續キ様申立是非とも当夜中決答可承帰杯と荒々敷申合同家五多人數立越候ニ付萬一暴言等相発シ候而者不相濟義と存込松原郁彦藤村九十九小川五郎太等年高之者為念立越貫五候処格別之儀無之様子ニ而罷帰リ続而彌吉郎等も罷帰リ明日中ニ決答有之筈承リ申候翌廿五日林唯七宅五相会候処石川氏より彌吉郎私五紙面ヲ以昨夜被申出之事件周旋可致ニ付表立県庁五出願ニ及候様被申越より兼而之草案を以昇平俱々大作方五持参右ニ而宜哉と内談ニおよひ候処連名者不都合且貧窮之不同も有之候得者文意認替各名ニ而差出可然旨被申聞ヨリ自分考を以各名書之義申談候得共一同不服ニ付石垣文治郎清書致シ連名歎願書を以同夜及深更同人ヨリ県庁五差出同廿六日土岐群蔵ヨリ被呼立罷越候処知事様御内命之趣を以当盆前ニ者御含之筋も被為在候段被申聞ヨリ御含と申候而も善悪有之如何之筋ニ候哉と相尋候処悪敷事ニ者有之間敷与被申聞ヨリ罷帰リ右之段（つとむ）実勇馬辨蔵彌吉郎等嘶合貴様方も為念同人方五或者大塚一格宅五立越承リ置呉度段申通同廿七日唯七方五相会シ御下金ニ相成老入前ニ五拾宅兩ト拾匁宛割賦仕罷在同七月十日私宅ニおゐて相謹可罷在様御達も有之候得共存当無之儀ニ付夕方隣家昇平方五示談として立越候処同人五も同斷御達有之相謹居可

然段被申聞ヨリ罷掃リ居候処彌吉郎罷越何ノ御達振無之哉自分ニハ云々今日之御達振リ此俣御請難出来既先達而土岐群蔵ヨリ当盆前ニ者御含之筋被為在段承リ其砌御含と申而も自然善悪有之ヨリ押方ニおよひ候処悪敷事ニ者有之間敷と被申聞居候処前条之次第ニ付旁以同人方<sup>五</sup>立越相尋候而者如何哉と相談ニ預リ暗合之儀ニ候得共聊意底違之義も有之ヨリ其場程能申答置再ヒ昇平方<sup>五</sup>立越道筋ニ而周平太ニ行逢俱々罷越候処彌吉郎義先達而昇平方<sup>五</sup>立越前同断之様子何分御達之筋疑惑仕ヲ以群蔵方<sup>五</sup>立越可承合と一決仕私儀者病人有之一ト先掃宅之上取後レ同人方<sup>五</sup>立越候処多人數罷越居群蔵不快之様子ニ候得共押而面会御達之始終相尋候得共同人義者非役ニ而都而不存越前条御含之義ハ御内命を以及演舌ニ付委細不相心得此儀者自分壹人ニ而も無之大塚一格も同様相蒙リ居候故同人方<sup>五</sup>罷出可申跡より參上可致段被申聞大河内寛蔵方<sup>五</sup>も立寄り夫ヨリ大塚氏罷越居候中群蔵寛蔵等も立越呉候得共何レ茂御達之筋不存趣一格ヨリ者多人數被立越候而者迷惑之段被申聞ヨリ不得止一同引取下馬所ニおゐて土肥氏<sup>五</sup>罷出相尋候ハ、前段周旋も致シ呉居候義ニ付旁以相分リ可申哉と談合直様立越尤私儀者聊取後レ同所門前<sup>五</sup>立越候処三好藤<sup>五</sup>弥太等衆ニ先立取次所ニおゐて声高ニ談論ニ相及候ヨリ如何哉と相氣遣居候折柄玄関より抜劍ニ而切出即死手負等も有之私儀も凌キ兼混雜中鞘走リ致聊疵仕候狼狽中藤<sup>五</sup>弥太ヨリ抜掛候而相発シ候哉篤身留メ付不申候得共同人儀者動モスレハ抜劍致候儀も有之趣且同志之者ヲ及切害杯発言致候義も有之平常之行状を以相考候得者多分藤<sup>五</sup>弥

太ヨリ相発シ可申哉余ニ存当リ無之根元謹中之義ニ付隱密ニ可申出筈之処右等荒々敷申募リ候ヨリ前件之次第此節同人ヲ相恨ム而已ニ御座候然ルニ困窮即餓ニも相及候得者右之段願出候時者夫形之御評議ヲ被為遂願之通窮迫ニ相違無之候得者御憐恤も可被仰付筈之処右者全ク俄然ト差迫リ候迄ニも無御座私并彌吉郎辨蔵<sup>五</sup>実等申合発端仕遂ニ多人數ニ相及尤私共報動仕候義ニ者無御座自然願出より不得止差加へ候トハ乍申最初考慮も可仕筈加之私宅ニおゐて度々宿仕夜中をも不顧多人數相揃土肥大作石川少參事宅<sup>五</sup>屢々立越弁論等も荒々敷仕且連署歎願不可然段被申聞居候も不憚深更ニ及県庁<sup>五</sup>差出其他重キ御達書拜命乍仕私宅ヲ立出諸所奔走終ニ大作方<sup>五</sup>罷出隱便ニ可申入筈之処取次所ニおゐて応接中暴言爭論ヲ仕懸ケ候より双方劍撃ニ立至リ深ク県庁<sup>五</sup>御苦勞相備へ罷在段勿論同夜大作義ヲ斬殺ニ及所存ニ而予メ結約仕置候儀ニハ萬々無御座候得共前件之次第私共不心得より右様立至候段実以不奉憚上ヲ仕業今更先非後悔一言之申披無御座奉恐入候

一 被仰聞候ニ者右一ト通之義申出候得共全ク右様ニ而者有間敷去ル六月中旬以來數拾人語合歎願ニ事寄せ土肥大作石川少參事等宅<sup>五</sup>屢々多人數罷越相迫リ萬一願筋聞届之周旋も致不呉時者右兩人者不及申ニ當時之官員をも及暗殺終ニ者県庁<sup>五</sup>も可及暴挙段予メ約定可有之且七月十日重キ御達書拜命をも不顧同夜諸所奔走終ニ大作方<sup>五</sup>立越候義者同人ヲ暗殺ニおよひ置脱走等可致所存ニ有之といへとも即死手負等も有之ヲ幸ト申立且自分儀鞘走リヲ以疵仕杯是又右様ニ

者有間敷多分抜剣を以先方（ア）も深手ヲ為負居候ニ者相違有間敷不包置有体ニ申出候様再三敵敷御詰問被仰付候得共全以御不審之ケ条毛頭覺無御座候此上幾重被召出御吟味被仰付候而も余ニ可申上儀無御座右達々実正ニ御座候然ル上ハ右科を以如何様当罰被仰付候而も申披無御座奉恐入誤候以上

明治四年辛未

村井八十三郎

九月五日

花押

県 庁

御 中

② 明治四年九月五日・中村 實口書

当県士族

中村

實

申口

俸禄拾四石

一

私儀

当年四拾歳ニ罷成家族九人ニテ相暮シ居候処当六月初之頃中村弥吉（ア）郎私宅エ立越積年御借米モ相統キ且此度減禄被仰付候義ニ付少々タリ共御下金被仰付候様歎願申出候而ハ如何ニ有之候哉之段相

談ニ預リ私義ニ於テモ兼テ相含居候義ニ付早速同意之段相答置其後村井八十三郎伴節太郎方エ立越前件願出之逐一相談シ候赴ニテ妻鹿豊治ヲ以私方迄右之段申越尚又八十三郎モ同断私宅エ罷越弥吉（ア）郎ト談判仕候通之相談ニ預リ是同様相答エ置其後杉山盤治郎方エ罷越三野敬エ前件之逐一申入同人之意見ヲモ伺具レ候様相頼候処同人義モ同意ニ有之段申越シ其後新堀ニ於テ高木小作ニ出逢候ニ付是又同様相談シ置キ夫ヨリ般方エモ立越候処伊藤傳藤村九十九両人罷越談判中ニテ私ヨリモ尚又前条之委細談合仕置其後外用モ有之石垣文治郎方エ立越前件弥吉（ア）郎八十三郎等ト談合仕候義ヲ以申通候得共同人義ハ尚考合可致段相答同意仕候哉否之義ハ返答ニ不及シテ双方相分レ同廿日村井八十三郎方ニ於テ一同集会致候ニ付參席仕候等ニテ森辨藏ト同行罷越候処石垣文治郎平井錦二郎等既ニ先キ立チテ參席致居追々多人數相集リ色々評議仕候中一先土肥大作方エ罷出内向相頼可申段一決仕同夜大作方エ立越候処佐々秀治郎方エ立越候留守ニテ即様秀治郎方エ迄罷出面会ヲ遂ケ八十三郎ヨリ彼是及談判候処積年御借増米ト申候テモ莫大之義ニテ一時御下渡ニ相成候様申出候テモ仲々六ヶ敷可有之尤大作ヲ見込ミ御頼出之儀ニ候得ハ二三ヶ年分丈ケニテモ成否ハ兎モ角周旋致見呉レ候段被申候ニ付一同ヨリモ厚ク相頼ミ置掃足仕候同廿一日松原郁彦方エ立越候処同人義ハ留守ニテ家族之者エ右大作方エ頼出候始末相談シ置罷掃申候其外杉本國治郎三田三郎津坂昇平伊藤覺之丞関清西川嘉平次竹本康郎百々乙次郎中川涉西川源太郎長谷川祐一郎高木益治郎村山達八等或ハ途中ニ於テ

行逢或者私宅エ罷越前件願立有之人數之中エ相加與レ度段違々頼出候ヨリ右爲會議八十三郎方エ一同相集リ居候故同人方エ罷出可申段相答申候同廿二日八十三郎方エ相集リ大作方ヨリ返答モ可有之事ト相待居候得共何等ノ報知モ無之候ニ付八十三郎錦二郎右爲催促大作方エ罷越候処後刻迄ニ返答ニ及ビ可申段承リ帰足仕追而三兩輩知事様御住居エ罷出候様紙面ヲ以懸合越シ候ニ付私并ニ津坂昇平森辨藏御住居エ迄罷出候処知事様御逢被仰付候赴ニ付三人ニテ拝謁仕候テハ不都合之至ト奉存候而八十三郎ヲ呼寄四人連坐ヲ以拝顔仕知事様并ニ御家令中之御演舌ヲ承リ帰席仕候処先夜大作エ相頼候義トハ大ニ相違仕候故尚又同人方エ罷出八十三郎ヨリ談判ニ及候処石川少参事エモ示談之上最一応周旋可致段返答有之帰足仕候同廿三日八十三郎宅エ一同相揃終日會議仕候而他出不仕同廿四日八十三郎方エ集合仕居候処大作ヨリ石川少参事方エ罷出承リ合候様懸合越候ニ付村井八十三郎三野穀淺見勇馬等參越仕帰足之上右三人申候ニハ石川少参事ニ於テモ此度之事件ハ重大之義ニテ知事様エ相伺候上ナラデハ独断ニ難決免角明朝成否返答ニ可及様被中間候赴ヲ以委細宜敷相頼置候段中村弥吉郎大ニ憤激仕右三人之談判口手緩キ様申立是非共決答可承段頻ニ申募リ候ヨリ私義モ同意仕清水八郎村井凡夫林唯七平井錦二郎村井平吉高木益治郎杉本國治郎杉山盤治郎妻鹿豊治三田三郎伊藤覺之丞津坂直松等共々同夜四ツ半頃石川少参事エ重子テ罷越シ弥吉郎ヨリ荒々敷成否承リ度段相迫候得共知事様エ相伺不申テハ決シテ返答ニ難被及段被申切候ヨリ弥吉郎弥增高声ニテ種々弁論仕

候場合松原郁彦外輪エ私義ヲ呼出シ石川少参事ニ於テモ周旋致シ與レ候様被申候義ニ付何分一同ヲ催促致シ当夜ハ帰足仕候様被申聞右之段ヲ以相進メ帰足仕候同廿五日林唯七方エ集合仕八十三郎等大作方エ罷越帰足之上銘々区別書ヲ以歎願指出候様申候得共折角是迄一同共々取扱來候義ニ付今更相分レ候モ至極残念之義ニテ矢張連名ヲ以指出可申段一決仕同夜石垣文治郎等臬庁エ指出候同廿七日御下金ニ相成候赴ニ候得共私義ハ病氣ニ有之得出会不仕同夜三田三郎ヨリ配分金五拾毫兩ト拾匁持參致シ與レ受取申候処同七月十日私宅ニ於相謹罷在候様之御達書拜見仕其節折柄平井錦二郎私宅エ罷越居候場合ニテ同人エモ相示シ先達御下金ニ相成候節モ御家令中ヨリ御内命之赴モ被申聞候義モ有之候得ハ如何之訳ヲ以斯ク被仰付候哉疑惑仕候段相談シ合イ錦二郎モ帰宿仕追而夜分ニ至リ八十三郎方ニ於テ集会有之由申來リ候ヲ以テ罷出候ニ付同行可仕様錦二郎平吉等私宅エ立越候故即刻同行ヲ以罷越ス道ニテ土岐郡藏方エ立越候赴承リ同人方エ罷出御達書相示シ如何之訳ヲ以斯ク被仰付候哉相尋候得共郡藏義モ總而存知不仕由ニテ大塚一格方エ罷出可申追而參席可致段被申聞回家ヲ立出大河内寬藏方エモ立寄り大塚エ迄罷出候処一格モ在宿追々右郡藏寬藏小野二郎等モ參会仕八十三郎ヨリ彼是談判ニ及ビ候得共相分リ不申一同引取下馬所ニ於テ大作方エ罷出相尋可申段決議仕即様立越申候処三好藤弥太等衆ニ先チ取次所ニ於テ声高ク爭論ニ相及ビ居候中何歎響音仕候ト即刻玄関ヨリ拔劍ニテ切出私義モ凌ギ兼深手ヲ相負狼狽中藤弥太ヨリ先方ニ先シ拔懸ケ候而相発候哉篤ト

見留相付キ不申候得共根元謹中之義隱密ニ可申入筈ヲ右等荒々敷申出候位之義ニ付多分藤弥太拔劍仕候ヨリ相発可申ト存申候然ニ困窮即餓ニモ相及ビ候得ハ右之段願出候時ハ御評議ヲ被為遂願之通相違無之候得ハ御憐恤モ可被仰付筈之処ハ全ク俄然ト指迫候迄ニモ無御座候ニ私并ニ中村弥吉郎村井八十三郎森辨蔵等申合発端仕終ニ多人數ニ相及ビ尤私共煽動仕相発候義ニハ毛頭無御座自然頼出候ヨリ不得已指加エ候トハ乍申当初考合モ可仕筈不而已追々諸所ニ於テ度々集会仕夜中ヲモ不顧多人數相揃土肥大作石川少参事等宅エ屢々立出弁論等モ荒々敷押シ移リ且連署歎願書指出候節モ同断深更ニ相及ビ同七月十日私宅ニ於相謹罷在候様との御達シ拜見乍仕同夜私宅ヲ立出大塚土岐ノ両氏エ立寄り終ニ多人數ヲ以土肥大作方エ罷出懇々隱便ニ可申入筈之処取次所ニ於テ応接中藤弥太等暴言争論ヲ仕懸ケ候ヨリ遂ニ双方劍撃ニ立至リ私義モ深手ヲ相負其余即死手負等出来一時騒擾ヲ引起シ深ク県庁エ御苦勞相掛ケ罷在段勿論同夜大作義ヲ切害ニ及ブ所存ニテ予シメ結約仕置候義ニハ萬々無御座候得共根元私共之不心得ヨリ右様立至候段不憚上仕業今更先非後悔一言之申披無御座奉恐入候

一 被仰聞候ニハ右一ト通之義申出候得共全ク右様ニテハ有之間敷去ル六月中旬以来數拾人語合セ歎願ニ事寄セ土肥大作石川少参事等宅エ屢多人數罷越相迫リ萬一願筋聞届之周旋モ致シ不呉時ハ右兩人ハ不及申当路之官員ヲモ及切害終ニハ県庁エモ可及暴拳段予シメ結約致シ可有之且七月十日夜私宅ニ於テ相謹可罷在筈之処同夜諸所奔

走シ終ニ土肥大作方エ立越候義者最初ヨリ同人ヲ暗殺ニ及ヒ置脱走致ス所存ニ可有之不包置有体ニ申出候様再三嚴敷御詰問被仰付候得共全ク以御不審之ケ条毛頭覺無御座此上幾度被召出御吟味被仰付候而モ余ニ可申上義無御座前件申上候達々実止ニ御座候然上ハ右科ヲ以如何様当罰被仰付候テモ申披無御座奉恐入誤候以上

辛未九月五日

中村 實  
手不叶ニ付指判

県 庁  
御 中

(一四)

丸龜県士族森 辨蔵口書

第二

(附紙)

目 録

当県士族

森 辨蔵

右口書

① 明治四年九月五日・森 辨蔵口書

当県士族

森 辨蔵

俸禄拾三石

申口 私義

一 当年三拾式才ニ罷成家族七人ニ而尔来中村弥吉郎トハ別而親敷相交リ居候者ニテ是迄度々往復等モ仕居候折節当六月最初之頃同人私宅<sup>五</sup>立越此度御改革ヲ以藩名ヲ廃止シ新ニ県立ニ被仰付候ニ付俸禄も節減被仰付且又追々ハ村落エ分賦被仰付候御布告も有之候得者多分帰農等も被仰付候義ニ可有之依而者指当饑寒之患も無之候得共積年御借増米も有之候得者右一時御指下被仰付候様願出候而者如何可有之哉之段預相談私モ最初より相合居候義ニテ即様同意之段申答在再罷在中村井八十三郎私宅<sup>五</sup>罷越前段屢々談合仕其後弥吉郎同行ヲ以八十三郎方<sup>五</sup>罷越私共ハ兩人ニ而も願出候含之段相談候処八十三郎モ同断之趣右ニ付中村實方へ立越猶前段次第談判仕候処既ニ弥吉郎より承知致居候趣ヲ以三野穀等も申通有之越併シ人々之申口ニより符節も齟齬仕候義ニ付尚又私義も般方へ立寄委細逐一相談致置同廿日八十三郎宅<sup>五</sup>一同集會之上評議仕候様相決實<sup>五</sup>同行ニテ同人方迄立越候処追々林唯七三野穀平井錦二郎藤村九十九伊藤傳三好藤<sup>五</sup>弥太石垣文治郎等罷越其餘段々多人数ニ相成候ハ、姓名忘却仕候然ニ此度藩名ヲ廃止シ県立ニ被仰付候ニモ大參事等<sup>五</sup>相謀建言申出候様有

之候上者土肥大作ハ其節権大參事ヲ以上京仕居候事故只今ハ朝廷出仕之人ニテ当県官員ニ者無之候得共県庁<sup>五</sup>も日々出頭被致居候義ニ付一ト先大作方<sup>五</sup>立越委細相尋可申積ニ而同夜土肥<sup>五</sup>立越候処佐々秀治郎方<sup>五</sup>他出之留主ニテ其レ故秀治郎宅へ罷出面接之上八十三郎より彼是談判申入候処明後廿二日返答致候様相答候ニ付一同委細相頼置退散之途中弥吉郎<sup>五</sup>より明後廿二日頃ニ者再ヒ集會可致段示談ニ預リ候様相寛申候ニ付同日八十三郎方へ集會仕候中大作より紙面ヲ以知事様御手許<sup>五</sup>兩三人罷出候様之報知有之私井ニ昇平實三人御住居<sup>五</sup>罷出候処知事様直々御逢被仰付候段被申聞候ニ付實之周旋ヲ以八十三郎ヲ呼寄セ四人相揃拜顔仕候処願出之義委細家令共<sup>五</sup>申付有之候ニ付可承合旨被申聞御家令加藤修造より右願出之義表立県庁<sup>五</sup>為差出候而者知事様におるても甚汗顔之至ニ被思召依而者御家禄之中より御救助被仰付行足不申候時ハ御手道具迄御払之上御救助被仰付候様被申聞其より八十三郎方へ再罷越委細相談致候処全以御家禄并御手道具等売払候テ迄御救助被仰付度段相頼候之義ニ者無之彼是喰違候故今一応大作方<sup>五</sup>立越可相尋様一決仕罷越候処小河周平太村井凡夫等兩人既ニ先立テ罷越居候ト相見種々談判致居候場合ニテ彼は八十三郎より相尋候処右御借増米ハ知事様御家之御借上ニ相成居候義ニ付御家禄之中ニテ御下金ニ相成候様取斗置候得共御家禄より御償ニ相成候テ者迷惑是非県庁より御下金ニ相成候様ニとの義ニ候得者一応石川少參事<sup>五</sup>も示談之上周旋可致段相答候ニ付一同引取申候其より足痛仕廿三日廿四日と兩日者出席得仕不申同廿五日八十三郎

方<sup>五</sup>立越居候中石川少參事より表立紙面指出候様申越候ニ付八十三郎實私三人石川<sup>五</sup>罷越是又八十三郎より遂談判置帰足之上一同林唯七方ニおゐて文治郎執筆ニテ連名歎願書相認メ同夜<sup>五</sup>差出同廿七日昨廿六日土岐群藏知事様御内命有之由ヲ以三四人罷越候様八十郎迄申越候ニ付同人等罷越彼是申聞候越ヲ以尚又私共も罷越候之様申候ニ付私并<sup>二</sup>弥吉郎<sup>一</sup>等<sup>五</sup>大塚一格方<sup>五</sup>立越御内命之趣相伺候候既ニ此度願出員數之通御下ケ金ニ難被及聊之御義ニ候得共追而御含之筋も有之義ニ付些少ナレトモ一同承服仕候様御演舌有之ニ付御含ト申候而も善悪相合候義ニ付如何御坐候之段相尋候之処決而悪敷義者有之間敷御含之義ニテ断然明白ナル義ハ難伺旨被申聞帰足仕候御下金ニ相成居候ニ付五拾老兩<sup>五</sup>拾匁宛分賦仕罷在候其後<sup>二</sup>弥吉郎<sup>一</sup>勇馬八郎等<sup>五</sup>申合度々新掘辺ニおゐて登樓杯慰仕同七月最初御聞濟之上上<sup>二</sup>阪仕候<sup>一</sup>然ニ困窮即餓ニも相及候得者右之段願出候得者御評議ヲ被為逐願之通相違無之候得者御憐恤も可被仰付筈之処右者全ク俄然と指迫候迄ニも無御座候ニ私并ニ中村<sup>二</sup>弥吉郎<sup>一</sup>村井八十三郎中村實等申合発端仕遂ニ多人數ニ相及ヒ尤私共煽動仕候義ニ者毛頭無御座候とハ乍申当初考合も可仕筈不而已追々諸所ニおゐて度々集会仕夜中ヲモ不顧多人數相揃土肥石川之両家屢々立出弁論等も自然荒々敷押シ移リ且連名書差出候節も同様深更ニ相及ヒ其後御救助金頂戴仕罷在上度々妓樓エ登散財致シ罷在事共不憚上仕業今更先非後悔一言之申披無御座奉恐入候

一 被仰聞候ニハ右一ト通之義申出候得共全ク右様ニ而者有之間敷

去ル六月中旬以來救拾人語合歎願ニ事預セ土肥大作石川少參事等宅<sup>五</sup>度々多人數罷越相迫り萬一願筋聞届之周旋も致不呉時者右兩人ハ不及申當時之官員ヲも及切書終ニハ<sup>五</sup>県庁<sup>五</sup>も可及暴拳段予メ決約致シ可有之不包置有体ニ申上候様再三<sup>二</sup>敵敷御詰問<sup>一</sup>被仰付候得共全以御不審之ケ条毛頭覺無御座此上幾度被召出御吟味被仰付候而も余ニ可申上義無御座前件申上候通り達々実正ニ御座候然ル上者右科ヲ以如何様当罰被仰付候而も申披無御座奉恐入誤候以上

明治四辛未九月五日

森 辨蔵

花押

県 庁  
御 中

(未完)